

【令和7年度】 宮城県物流事業者エネルギー価格高騰緊急 支援事業(貨物運送事業者向け)

募集要領

燃料費高騰により、厳しい経営状況に置かれている県内貨物運送事業者を支援することにより、県内物流機能を維持することを目的に県内に事業所を有する中小規模貨物運送事業者に対し、貨物車両の保有台数に応じた燃料費を助成します。

申請受付期間

※受付期間が大変短いので、お早めにご準備願います。

令和8年1月13日(火) から 令和8年2月28日(土) まで

申請対象

宮城県内に事業所を有する一般貨物運送事業者・特定貨物運送事業者・貨物軽自動車運送事業者であって、運輸業を主たる事業とする中小規模貨物運送事業者(みなし大企業を除く)。

令和7年度では、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間、運送事業のために使用している車両を対象とします。

補助金の不正受給は犯罪です。発覚した場合には法令等に基づき、補助金全額の返還のほか、加算金の請求、懲役もしくは罰金に処せられる可能性があります。

お問合せ

宮城県経済商工観光部商工金融課
(物流事業者エネルギー価格高騰緊急支援補助金事務局)
TEL 022-211-2746 (平日10:00~17:00まで)
MAIL:butsuryu@pref.miyagi.lg.jp



目次

■ 申請にあたっての注意事項	
■ 補助金の概要	2P
【趣旨】	2P
【補助対象事業者】	2P
【補助対象車両】	2P
■ 補助単価	3P
■ スケジュール	4P
【申請書類】	5P
■ 交付の流れ	6P
■ お問合せ先	7P
■ よくある質問	8P～

申請にあたっての注意事項

本補助金に係る注意事項を以下のとおりご案内いたしますので、必ずご確認のうえ、ご理解いただいたうえでの申請をお願いいたします。

1. この「宮城県物流事業者エネルギー価格高騰緊急支援補助金 募集要領」は、令和8年1月13日から令和7年2月28日までに申請された本補助金事業に適用されます。
2. 定められた期日までに電子申請による申請がないと、補助金は受け取れません。
補助金交付要綱に定めた書類等を提出し、審査基準を満たさなければ補助金は受け取れません。
もし、提出した申請書類に不備があった場合は、定められた期日までに修正したものを提出しなければなりませんので、お早めに申請するようにお願いします。また、提出書類に疑義がある場合は追加書類の提出を求めることがあります。
3. その他
申請者は、本手引き、補助金交付要綱等に記載のない細部については、県からの指示に従うものとします。

本補助金事業は、補助金適正化法に基づき実施されます。

○本補助金事業は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（補助金適正化法）」に基づき実施されます。補助金の不正受給が行われた場合には、補助金交付決定の取消・返還命令、不正の内容の公表等や、5年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金に処せられることがあります。

補助金の概要

【趣旨】

燃料費高騰により、厳しい経営状況に置かれている県内貨物運送事業者を支援することにより、県内物流機能を維持するため、県内に事業所を有する中小規模貨物運送事業者に対し、貨物車両の保有台数に応じて燃料費を助成するものです。

【補助対象事業者】

県内に事業所を有する一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は貨物軽自動車運送事業を営む事業者であって、運輸業を主たる事業とする中小企業者(みなし大企業を除く)。

※旅客自動車運送事業者(集合バス、タクシーなど)は対象外となります。

(運輸業を主たる事業とする中小企業者)

資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

(みなし大企業)

- ① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ② 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小企業者
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占める中小企業者
- ④ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を①～③に該当する中小企業者が所有している中小企業者
- ⑤ ①～③に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

【補助対象車両】

以下の全てを満たす車両。

ただし、電気を動力源とするもので内燃機関を有しないもの及び二輪自動車、被牽引自動車を除く。

- ① 補助対象事業者が、**令和7年4月1日から申請日まで**の間、運送事業のために使用していること。(※申請日から令和8年3月31日までに納車される車両については、契約書等で3月31日までに確実に納車され、かつ、事業用の貨物車両であることが確認できる場合のみ対象となります。)
- ② 宮城運輸支局又は軽自動車検査協会宮城主管事務所から交付された自動車登録番号標(ナンバープレート)を表示した車両であること。
- ③ 車検証記載の用途が「貨物」または「特種」であるもの。
- ④ 事業用であるもの。

なお、上記の条件を全て満たす車両のうち、令和7年4月から申請日までのうち、任意の4月で各月において長距離貨物運送(※1)を1回以上行っている車両について、補助単価に0.5倍の額を上乗せする。

補助単価

	【補助単価】 貨物運送事業許可申請に係る区分別	【上乗せ単価】 長距離貨物運送（※1）を行った車両
普通・牽引	60,000円／一台	30,000円／一台
小型	40,000円／一台	20,000円／一台
軽	20,000円／一台	10,000円／一台

※1「長距離貨物運送」とは

一の運行※2の走行距離が450キロメートル以上の貨物運送をいう。（「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号）第四条第一項第三号による。

※2「一の運行」とは

自動車運転者が所属する事業場を出発してから当該事業場に帰着するまでをいいます。（「トラック運転者の労働時間等の改善基準のポイント」（厚生労働省）p5より）

<具体例①>

事業所出発→集荷→配送→事業所帰着



<具体例②>

事業所出発→集荷→配送①→宿泊→配送②→事業所帰着



積み荷を積載しているかどうか、宿泊を伴うかどうかに関わらず、事業所を出発してから帰着するまでの合計走行距離が450km以上であるものが対象となります。

スケジュール

募集期間 令和8年1月13日(火)～令和8年2月28日(土) まで
※期間中の消印有効

補助金交付 交付申請書提出から1～2か月後

【申請書類】

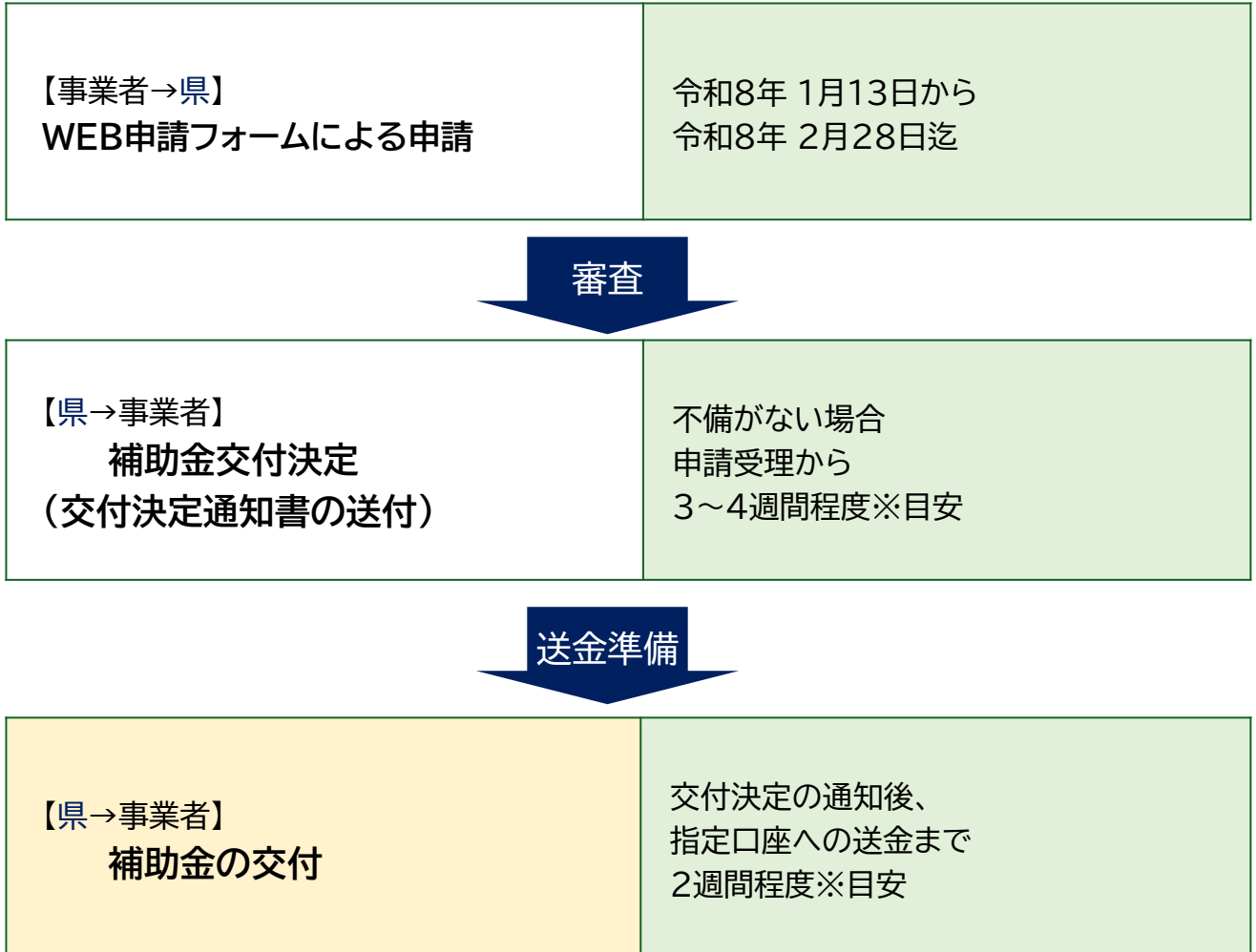
※原則、**電子申請により必要事項を入力いただき、下記書類を添付いただく形です。**

- ① 長距離貨物運送運行記録等(補助単価の上乗せを申請される方のみ)
 - (1)一般又は特定貨物自動車運送事業者については、長距離貨物運送を行っていることが分かる運行記録書(令和7年4月～申請日までの任意の4カ月で、各月1回分)
(運転者名、車両を識別する記号(ナンバー等)、業務開始及び終了の地点及び日時、走行した経路及び距離が**全て**記載されているもの)
 - (2)貨物軽自動車運送事業者については、以下のいずれかの書類
 - ①各運行のデジタルタコグラフの記録、②配送先・頻度等が記載された契約書等、③配送センター等からの出荷指示書等、④送り状(伝票)の控え、⑤ETC利用明細のいずれかの書類
(③～⑤については、各運行分経路上の目的地の分がすべて揃っており、日時等で整合性が取れていること)。
- ② 全ての申請車両の自動車検査証記録事項の写し
※電子車検証ではなく、記録事項を提出願います。
- ③ 法人にあっては、法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(写し可)、個人にあっては、本人確認書類の写し(住所記載のあるもの)【運転免許証(両面)・住民票の写し・各種健康保険証のコピー等のいずれか1点】
- ③' (③で資本金又は出資金が3億円以上の場合)常時使用従業員の数がわかるもの
(税務申告書(法人事業概況説明書)等)
- ④ 複数の事業を行っている事業者にあっては、それぞれの事業の売上額がわかるもの(税務申告書(法人事業概況説明書)等)
- ⑤ 県税に未納がないことについての証明書(写し可、3カ月以内に発行のもの)

※**いずれの書類も電子データのみ**の提出となります。

交付の流れ

補助事業の基本的な流れ(事業開始から終了まで)



申請フォーム

URL : <https://logoform.jp/form/GQGB/1325865>



上記のURLか、QRコードよりアクセスしてください。

※操作方法は次頁以降を御覧ください。

※**原則として、オンライン申請以外の方法では受け付けておりません。**インターネット環境が無い等、オンライン申請が**どうしても不可能な場合**は、お手数ですが事務局まで御連絡願います。

お問合せ先

宮城県経済商工観光部商工金融課
(宮城県物流事業者エネルギー価格高騰緊急支援補助金事務局)

【電話】

022-211-2746

受付時間／平日9:00～17:00まで

【ホームページ】

宮城県物流事業者エネルギー価格高騰緊急支援事業
(運送事業者向け)

<URL> <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokokin/unso-genyuhozyo.html>

「宮城県 運送事業者 補助金」で検索してください。



よくある質問

Q1.対象となる車両はどういったものですか？

下記の4点を全て満たしている車両のみが対象となります。

①事業者様が**令和7年4月1日～申請日までの間、運送事業のために使用している**こと

※対象車両は令和8年3月31日までに使用している車両になりますが、申請日以降に納車予定の車両については、契約書等で確実に3月31日までに納車され、かつ用途が事業用の貨物車両であることが明記されていることが確認できる場合のみ対象となります。

②宮城運輸支局または軽自動車検査協会宮城主管事務所から交付された自動車登録番号標（宮城ナンバー又は仙台ナンバーのナンバープレート）を表示した車両であること

③用途が「貨物」または「特種」であること

④事業用であること

ただし電気を動力源とし内燃機関を有しないものや、二輪自動車、被牽引自動車は対象外です。（たとえばEVは対象外ですが、FCV・HEV・PHEV・天然ガスは対象となります。）

Q2.申請車両の種別はどのように判別すればよいですか？

車両種別は、車検証に記載の種別となります。車両のサイズや運転免許の種類ではありません。

Q3.荷物の積み込みに使用するフォークリフトも対象となりますか？

運送業の経営許可を取得又は届出をしている車両等の基準を満たしている必要があります。

Q4.霊きゅう車は対象となりますか？

本事業では対象となりません。

Q5.宮城県以外の県に営業所があっても対象となりますか？

宮城県内の事業所のみが対象です。

Q6.本社の所在地は宮城県外ですが対象となりますか？

本社が宮城県外でも県内の事業所について運送業の経営許可を取得又は届出をしていれば対象となります。

本社の代表者、本社の住所で申請してください。

Q7.申請に費用はかかりますか？

申請に必要な書類の取得に費用がかかる場合がありますが、本申請自体には費用はかかりません。

Q8.当補助金は受け取ると課税対象になりますか？

課税対象となります。詳細については自社経理担当者様、または税務署へご確認ください。

よくある質問

Q9.対象期間中、月の半分休業していた(車を修理に出していた)が、その月の分も満額支給されますか？(何日間営業していたら1ヶ月営業していたと見なされますか？)

令和7年4月1日～申請日までの間に運送事業のために使用していた車両であれば、期間内に休業していた時期があっても申請可能です。

Q10.対象期間中に車を売却(盗難、廃車など)しました。車を保有していた期間分も申請できますか？

令和7年4月1日～申請日までの間に運送事業のために使用していた車両であれば期間の途中で売却(盗難、廃車など)していても申請可能です。当該期間に所有していたことを証明できる書類(登録事項等証明書、登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書、検査記録事項等証明書)を提出してください。

Q11.法人として経営している運送業とは別に、個人でも経営している。個別に2つ申請できますか？

法人と個人で個別に運送業の経営許可を取得又は届出をしており、対象車両が重複していなければ申請可能です。

Q12. 2名以上の個人が1台の車をシェアして運営しています。それぞれの個人ごとに申請できますか？

できません。運送業の許可を取得又は届出をして、該当車両についてナンバープレートの交付を受けている事業者に対して補助金を交付します。

Q13.申請した台数に抜けがあった。別途申請できますか？

まずは事務局にご連絡ください。修正依頼のメールを送付し、修正という形で正しい台数、添付書類を提出いただきます。

Q14.紙やメール、ファックスで申請することはできますか？

できません。申請はオンライン申請フォームのみの受け付けとなります。

※インターネット環境が無い等、オンライン申請が**不可能な場合**は、事務局へご連絡願います。

Q15.自家用のトラックを所有して事業を行っているが、申請できますか？

貨物自動車運送業者に対する支援となります。トラックでも自家用(白ナンバー)は対象外です。

よくある質問

Q16. 令和6年度運送事業者原油高騰緊急支援事業との違いは何ですか？

補助単価が増額となり、対象期間に変更があります。

詳細につきましては、P4をご確認ください

Q17. 令和6年度で申請していない・不交付だったが、令和7年度に申請できますか？

今回の申請条件を満たしていれば申請可能です。申請方法の詳細につきましては、ホームページをご確認ください。

Q18. 一日で450km以上走行しないと長距離貨物運送として認められないのか。

積載の有無を問わず、また、宿泊を伴う場合でも、事業所を出発してから同じ事業所に到着するまでの合計走行距離が450km以上であれば長距離貨物運送となります。具体例については、p4をご確認ください。

Q19. 補助単価の上乗せを申請する場合は、どのような書類を提出すればよいのか。

(1) 一般又は特定貨物自動車運送事業者

長距離貨物運送を行っていることが分かる運行記録書(令和7年4月～令和8年3月月の各月1回分、運転者名、車両を識別する記号(ナンバー等)、業務開始及び終了の地点及び日時、走行した経路及び距離が全て記載されているもの)

(2) 貨物軽自動車運送事業者

様式③の3及び記載内容を証明する書類(①各運行のデジタルタコグラフの記録 ②配送先・頻度等が記載された契約書等 ③配送センター等からの出荷指示書等 ④送り状(伝票)の控え ⑤ETC利用明細)のうち、いずれか1つを提出してください。詳細はp5をご確認ください。

Q20. 補助単価の上乗せを申請したいが、法令に基づく運行記録は作成していない車両があった。追って提出しても問題ないか。

運行記録の追加提出は受け付けておりません。その場合は、基礎単価のみの補助となります。

なお、法令上運行記録の作成義務がない貨物軽自動車運送事業者においては、様式③-3及び記載内容を証明する書類の提出をお願いします。

よくある質問

Q21.貨物軽自動車運送事業者で長距離貨物運送を行っているが、証明書類がない（紛失・廃棄した）。このような場合は認められないのか。

証明書類により、長距離貨物運送であることが確認できたものについてのみ、補助単価の上乗せを行います。制度の公平な運用の観点から、証明書類による確認ができない場合は、上乗せできません。

Q22.補助単価の上乗せを希望したが、運行記録に一部誤りがあった。修正は認められるか。

軽微なものを除き、原則認められません。